

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

April 2020



EY Taiwan JBS NEWS LETTER

本ニュースレターの内容は、一般的情報を参考のためのみに供するものであり、具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

今回の内容

▶ 台湾における個人所得税のポイント・留意事項・TOPICS

▶ 前書き

今回は、台湾における個人所得税の申告にあたり、注意すべきポイントと基本的概要を整理致しました。

台湾では、日本における年末調整の制度はありません。そのため、暦年(1月1日～12月31日)を課税対象期間として、その翌年の5月に必ず申告納付を行う必要があります。

この申告にあたり、誰がどこまで申告の対象となるのか、留意点を示すとともに、台湾の個人所得税申告の基本を理解できるように整理を致しました。また、その他個人所得税に関連するTOPICSもまとめております。

申告期限が近づいておりますが、本年は新型コロナウィルス感染症(COVID-19)の影響によって、申告期限は本来の5月末から6月末まで延長されています。今回の記事に関して、申告対象者や優遇税制などについて疑問またはご懸念等ございましたら、弊所または顧問会計士までお問い合わせください。

▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 日本からの出張者など、台湾駐在員等の台湾居住者でなくとも台湾にて個人所得税の申告が必要となるケースがある。
- ▶ 台湾居住者のうち、例えば日本で発生した台湾国外の所得はどのように扱うか。
- ▶ 外国特定専門人材の許可を得れば、大きな租税優遇の享受が可能。外国特定専門人材は比較的広範な分野で定められており、台湾の日系企業の駐在員も許可を取得できるケースが多い。

台灣における個人所得税のポイント①

台灣非居住者(出張者など)であっても、 台灣に90日超滞在した場合は申告が必要

申告対象者の整理

まず、台湾の個人所得税は、原則、暦年(1月1日～12月31日)を対象に翌年5月までに納税・申告を行う必要があります。

台湾の個人所得税において留意が必要なことは、台湾国外からの出張者などの台湾非居住者であっても、台湾における滞在日数が90日を超える場合、個人所得税の申告が必要になる点です。税務当局にて、入出国の情報を取得することが可能であり、出張者等の申告漏れについて後で指摘されたケースもありますのでご留意ください。

台湾の滞在日数に応じた申告及び課税内容の整理は以下の通りとなります。

台灣 滞在日数／年	ポイント
～90日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 台湾からの支払がある場合のみ、源泉徴収による納税が必要
91日～182日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 申告が必要となる ▶ 台湾国内払いの給与所得の場合、税率は原則一律18% ▶ 台湾国外払いの場合も申告が必要だが、租税協定による免税の可能性(※)もある
183日以上	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 台湾居住者の扱いとなる。 ▶ 申告が必要な他、申告時に適用される税率は累進税率(次ページ)となる。 ▶ 但し、一定の免税額や控除額がある

※租税協定の適用

日台租税協定を適用する場合、勤務地課税の原則が適用され、台湾において提供した役務に対して取得したすべての報酬について、台湾において課税がなされます。但し、日本の個人居住者の台湾内における役務提供により取得した報酬が、下記各項目の規定に合致する場合、日本で課税され、台湾では免税となります。

- ▶ 当該所得者が暦年度中の開始または終わりのいずれか12か月の期間内にて、台湾における継続滞在または合計滞在日数が183日を超過しない場合
- ▶ 当該報酬が、台湾の雇用主により給付、または代表雇用主、あるいは、当該雇用主の台湾内の恒久的施設または固定場所より給付されるものではない場合

台灣における個人所得税のポイント②

申告のSTEP及びそれぞれの留意事項

申告STEP



STEP1 何が所得に含まれるか？ 台湾国外において給与以外に所得があつた場合には？

台湾において支給された給与や獲得した所得は、基本的に課税所得となります。また、台湾駐在員については、台湾国外払いの給与があった場合も、台湾での勤務の対価とされるため、その全額が台湾課税所得となります。

台湾国外において、給与以外の所得があつた場合(例えば不動産賃貸収入など)、後述の代替ミニマム・タックス制度について検討する必要があり、他の所得と合わせて一定金額を超える場合には、台湾での課税対象となります。

STEP2 免税・控除項目について

まず、台湾では、納税者本人、配偶者、及び扶養親族がいる場合と、それれにおいて免税額が定められおり、課税所得から減額することができます。2019年の申告では各免税額共に88,000元となっています。

例:既婚者で、扶養親族が2人いる場合

本人88,000+配偶者88,000+扶養親族88,000 * 2 = 352,000

その他、満70歳以上の納税者や配偶者及び扶養直系親族については、1人あたり132,000元の免税となります。

また、控除額として、以下のどちらか選択をして課税所得から控除することができます。

列挙控除:寄付金、保険料、医療費、災害損失、家賃など、実費相当を控除(但し、項目によっては限度額を有するものもある)

標準控除:単身120,000元、配偶者がいる場合240,000元の控除

さらに特別控除額として、給与所得特別控除、貯蓄性投資にかかる控除、就学前の児童にかかる控除など、該当項目がある場合に控除することができます。

また、国税局は、毎年、個人基本生活費を公布しています。例えば戸籍全員(納税者本人、配偶者及びその扶養親族を含む)の基本生活費が税法に規定された免税額及び特定の控除項目を超過する場合、超過部分は基本生活費の差額として、課税所得より控除することができます。

台灣における個人所得税のポイント②

申告のSTEP及びそれぞれの留意事項(続)

申告STEP



STEP3 台湾の個人所得税率及び滞在日数によるまとめ

税額の計算については、台湾滞在日数によって異なります。滞在90日を超える場合には台湾国内払い時の源泉徴収に加え、確定申告が必要となります。

台湾 滞在 日数 ／年	必要な対応			申告時 の 免税・控除
	対応	台湾国内払い/負担 の給与所得	台湾国外払い/負担 の給与所得	
90日 以内	源泉 徴収	18%	不要(免税)	不適用
	確定 申告	不要	不要(免税)	
91日 ～182 日	源泉 徴収	18%	不要	不適用
	確定 申告	18%	必要(※) 但し、租税協定による 免税申請の可能性	
183日 以上	源泉 徴収	• 5%、または • 源泉徴収税率表によ る	不適用	適用
	確定 申告	累進税率による課税 (5%-40%)	必要(※) 累進税率による課税 (5%-40%)	

※滞在日数按分に基づいて課税所得が計算されますが、滞在日数が300日以上の場合は、按分計算が適用されません。

台灣における個人所得税のポイント②

申告のSTEP及びそれぞれの留意事項(続)

申告STEP



STEP4 納税と申告、及び罰則について

前ページの表の通り、滞在日数等に基づき、源泉徴収及び確定申告を行う必要がありますが、これを怠った場合や遅延・納付漏れについては罰則が定められています。

雇用主:台湾企業が給付した給与について、源泉徴収漏れや徴収不足があった場合、未徴収額や不足額について、期限内に追加で納税が必要な他、不足額と同額以内の過料が課される可能性があります。期限内に納税されない場合、さらに不足額の3倍以内の過料が課される可能性があります。

従業員:確定申告においても、期限を過ぎてからの申告に対する延滞金、申告漏れ及び過少申告の場合はその税額の2倍以内の過料、無申告の場合で税務当局により発覚した場合には当該発覚税額の3倍以内の過料が課される可能性があります。

Another Point 代替ミニマム・タックス制度

個人に対する代替ミニマム・タックス制度は、海外所得など、実際には多額の所得がある台湾の納税義務者について、納税額が僅少となる不均衡を是正することが目的となっています。

具体的には、台湾居住者のうち、基本所得額が670万元を超える場合に対象となり、STEP3までで計算される通常の個人所得税額とどちらか大きい方を納税することになります。

基本所得額の対象と計算方法は以下の通りです。

項目	内容
基本所得の対象	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国外払いの給与について台湾滞在日数に基づき台湾所得に算入された部分を控除した金額 ▶ 国外での受取配当金、利子所得、不動産賃貸収入、退職金、財産取引所得(例、株式、不動産売買によるもの)等 ▶ その他特定保険給付などの非課税所得
基本所得額の計算方法	前述のSTEP1及びSTEP2により免税額及び控除額を差引後の所得純額に上記の基本所得の該当項目を加算する
基本税額の計算方法	$(\text{基本所得額} - 670\text{万元}) \times 20\%$

台湾における個人所得税関連TOPICS

外国特定専門人材にかかる租税優遇

概要及び基本条件

2018年に「外國專業人才延攬及僱用法(以下、本法)」が制定され、これまでの外国専門人材の他、外国特定専門人材及び外国高度専門人材のカテゴリーが設けられました。外国高度専門人材は国際的表彰の受賞者など適用範囲が限られていますが、外国特定専門人材については、基本条件を満たすことでより大きな租税優遇があり、既に多くの外資企業の外国籍従業員に適用されています。

テクノロジー、経済、教育、文化・芸術、スポーツ、金融、法律及び建築設計の分野の特殊専門人材は、外国特定専門人材の就業許可の申請が可能。

→「経済」分野での申請の場合、申請希望者が管理職等の職務を担当していることに加えて、過去または現在の国外または台湾における給与が月16万元に達していれば、一般的に申請が可能。

外国特定専門人材にかかる租税優遇の条件は以下の通り:

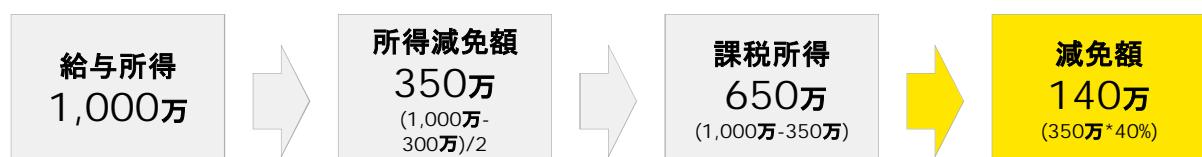
- ・ 業務のために初めて台湾に居留すること
- ・ 招聘前5年以内において、台湾における税務居住者ではないこと
- ・ 台湾において一暦年内のうち183日以上居留し、かつ給与所得が300万元超えること

租税優遇

外国特定専門人材にかかる就労許可を得ている場合、就労許可や居留証の有効期限の延長(最長3年→5年)、直系尊属の親族の訪台にかかる滞在ビザの有効期限の6ヶ月から1年への延長等のメリットがある他、台湾において初めて183日以上居留し、かつ給与所得NTD300万元を超過した年度より3年内において、NTD300万元を超過した額の半額について課税減免という租税優遇が受けられます。

租税優遇の設例:

年間給与所得1,000万元の場合→課税所得350万元減少、税率40%とすると、最終的に年間の税額が140万元減少



適用期間の緩和

2019年10月28日、財政部より、適用期間の緩和にかかる解釈令が公布されています(台財稅字第10800648790號令)。具体的には、招聘雇用契約の開始期間が、本法が適用される2018年度より前であり、かつ契約期間に2018年度が含まれていることを証明でき、契約期間中に上記基本条件に該当する場合にも、租税優遇措置の申請適用ができるようになりました。

参考:財政部108.10.28台財稅字第10800648790號令

「外國專業人才延攬及僱用法第9條(適用時期的規定)」にかかる解釈令

摘要:

核釋外國專業人才延攬及僱用法第9條因工作而首次核准在我國居留之適用要件。

說明:

外國專業人才延攬及僱用法(以下簡稱本法)自107年2月8日起施行，外國人於本法施行前即首次在中華民國(以下簡稱我國)從事專業工作，如該首次聘僱契約期間涵蓋本法施行前及施行當年度(107年度)，且於該契約期間經認定為本法第4條第2款規定之外國特定專業人才者，得認屬符合本法第9條有關自本法施行當年度起因工作而首次核准在我國居留之條件。該外國人可檢附勞動部或內政部移民署核發足資證明其於首次聘僱契約期間為外國特定專業人才之相關證明文件(如外國特定專業人才聘僱許可或就業金卡等)，於申報所得稅時申請適用減免所得稅。

参考:外国特定專門人材經濟領域要件

出典:中華民國國家發展委員會「外國專業人才延攬及僱用法」関連HP

<https://foreigntalentact.ndc.gov.tw/cp.aspx?n=D5BE87506A7C6242&s=807C2D87071126F5>

外國特定專業人才具有經濟領域特殊專長

外國專業人才延攬及僱用法第四條第一項第二款具有經濟領域特殊專長之外國特定專業人才，指符合下列資格條件之一者：

- 一 曾經或現任於其他國家或於我國最近月薪達新臺幣十六萬元。
- 二 在臺設立研發中心、營運總部、跨國公司之高階營運、技術或行銷主管。
- 三 具有產業關鍵產品、零組件、服務模式等所需之重要技術，除取得國內外大學相關系所之博士以上學位外，且曾獲國際發明創新獎項，或具有四年以上相關工作經驗。
- 四 在製造業及其技術服務業之半導體、光電、資通訊、電子電路設計、生技醫材、精密機械、運輸工具、系統整合、諮詢顧問、綠色能源等企業擔任專業或跨領域整合職務，且有八年以上相關工作經驗。
- 五 經中央目的事業主管機關認定其專業才能或有跨國經驗為我國亟需之人才。

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせて頂いておりますEY担当にご連絡を頂くか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡をください。

People Advisory Service

劉惠雯 稅務營運長

02 2757 8888 # 88858

Heidi.Liu@tw.ey.com

林鈺芳 協理

02 2757 8888 # 67001

Evelyn.Lin@tw.ey.com

Japan Business Services

山崎隆浩 副総經理

02 2757 8888 # 88880

Takahiro.Yamazaki@tw.ey.com

橋本純也 協理

02 2757 8888 # 66458

Junya.Hashimoto@tw.ey.com

堀井政東 協理

02 2757 8888 # 66525

[Masato.Horii@tw.ey.com](mailto>Masato.Horii@tw.ey.com)

EY 安永

Assurance アシュアランス | Tax 稅務 | Transactions トランザクション | Advisory アドバイザリー

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出します。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYの個人情報の収集及び使用方法、個人情報の保護にかかる対応については、ey.com/privacy をご参照ください。さらに詳細な情報については、EYグローバルウェブサイトey.comをご参照ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、ey.com/taiwanをご覧ください。

© 2020 Ernst & Young
All Rights Reserved.

APAC No. 14005177

ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/taiwan

